◆京都の労働メールマガジン　　第22号◆

発行　2020年6月26日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. 雇用調整助成金の申請をお手伝いする無料アドバイザー派遣を行っています
2. 職場におけるハラスメント防止対策の強化について
3. 令和2年度労働保険年度更新について
4. 中小企業退職金共済について

【１】雇用調整助成金の申請をお手伝いする無料アドバイザー派遣を行っています

　京都府では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者が雇用調整助成金を申請される際の支援をするため、京都労働局と共同で京都テルサ内に「中小企業雇用継続緊急支援センター」を開設しています。この中において、雇用調整助成金の制度の仕組みや申請書の作成支援まで、専門家であるアドバイザー（社会保険労務士）から、１対１で分かり易くサポートが受けられる無料の派遣制度を行っていますので是非活用ください。

（なお、アドバイザーからのサポートはアドバイスのみであり、申請書の作成は行えませんのでご了承願います。）

　申込みはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/documents/hakenmoushikomi.xlsx>

その他、「中小企業雇用継続緊急支援センター」では、雇用調整助成金のセミナーから申請書受理まで事業者の皆様をサポートしています。お気軽にご相談ください。

　<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/koyokeizokucenter.html>

お問合せ：京都府中小企業雇用継続緊急支援センター事務局　電話075-682-2233

【２】職場におけるハラスメント防止対策の強化について

　今年6月1日に改正労働施策総合推進法が施行され、以下のとおり、職場におけるハラスメント防止対策が強化されました。

1. 職場におけるパワーハラスメントとは

　職場における「パワーハラスメント」とは、職場において行われる

１　優越的な関係を背景とした言動であって、

２　業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、

３　労働者の就業環境が害されるものであり、

上記１～３までの要素を全て満たすものをいいます。

1. パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

１　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

２　相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

３　職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

４　そのほか併せて講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いをされない旨の定め等）

中小事業主は、令和4年4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）が、早めの対策をお願いします。

1. 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

1. 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化されました

　職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられていましたが、今回の法改正により、以下のとおり防止対策が強化されました。

１　事業主及び労働者の責務を法律上明記

２　事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

３　自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応（セクシュアルハラスメントのみ）

詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html>

お問合せ：京都労働局 雇用環境・均等室　電話075-241-3212

【３】令和2年度労働保険年度更新について

　令和2年度の労働保険年度更新手続き（労働保険料の申告納付）期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月1日～8月31日まで（土日祝は除く）となっています。

　申告納付は、京都労働局・労働基準監督署並びに金融機関・郵便局での受付のほか、電子申請による申請も可能ですので、ぜひ御利用ください。

　また、労災保険料率、雇用保険料率ともに前年度と変更はありません。

詳しくはこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/tetsuzuki/news_ty_170516.html>

お問合せ：京都労働局 労働保険徴収課　電話075-241-3213

【４】中小企業退職金共済について

　中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業退職金共済法に基づき中小企業の振興と従業員の福祉の増進を目的として、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営しています。

　この制度は国がサポートする中小企業のための退職金制度で、掛金は全額非課税、パートタイマーの方も加入可能な制度となっています。

　中小企業の方に広く周知いただきますとともに、この度、中小企業の皆様に中退共制度を広く知っていただくため、「中退共制度紹介用例文集」を作成されましたので、広報誌（紙）等を発行される際、誌面等に空きスペースがありましたら、記事の無料掲載に御協力をお願いします。

詳しくはこちら

<http://www.chutaikyo.taisyokukin.go.jp/osirase/osirase03.html#reibun_data>

お問合せ：独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部事業推進部広報計画課　電話 03-6907-1234（内線3712）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８８

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。